

白山市消費生活センター啓発物品貸出要領

1 趣旨

この要領は、白山市消費生活センター（以下「市」という。）が所有する消費生活センター啓発物品（以下「物品」という。）を貸し出す場合の取扱いについて定めるものである。

2 貸出しする物品

- (1) 展示用パネル
- (2) DVD
- (3) 図書および啓発資料
- (4) 前3号に上げるもののほか、市が貸し出すことが適当と認めるもの

3 貸出対象者

貸出対象者は、本市の区域内に住所を有する者、本市の区域内に通勤し、又は通学する者、又は本市の区域内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体とする。

4 利用目的

消費生活に関する啓発・教育のための展示、イベント及び講座等における利用であって、次のいずれかに該当しない場合に限る。

- (1) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (3) 特定の政治、思想又は宗教等の活動に関するものと認められるとき。
- (4) その他市が利用について不適當であると認めるとき。

5 貸出期間

貸出期間は、原則として2週間以内で利用のために必要な期間とする。

貸出期間には、搬入、搬出に必要な日数も含む。

6 貸出しの申込み及び実績報告

- (1) 貸出しの申込みをする場合には、消費生活センター啓発物品利用申込書（様式1）に必要事項を記入の上、市に提出するものとする。（事前に電話で予約状況を確認のこと。）
- (2) 貸出期間終了後、事業実施報告書（様式2）に必要事項を記入の上、写真等を添え、市に提出するものとする。

7 貸出しに伴う費用

物品の貸出しは無料とする。

なお、物品の貸出しに伴う搬入、搬出に要する費用及び利用に当たって必要な一切の費用は、利用者の負担とする。

8 貸出期間中の管理等

貸出期間中の物品の管理責任は、利用者にあるものとする。

利用者は、物品が故障した場合又は物品を損傷、紛失した場合若しくは盗難された場合（以下「故障等」という。）は、直ちに市に連絡するものとする。

その故障等が、利用者の故意又は過失によるものと認められる場合は、市の指示により利用者が修理、弁償等を行うものとする。

9 著作権

利用者は、物品の著作権を侵害してはならない。

10 利用承諾の取消し

市は、利用者がこの要領に定める事項を遵守しなかったときは、その利用の承諾を取り消すものとする。

この場合、利用者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

11 その他

この要領に定めるもののほか、物品の貸出しについて必要な事項は別途市が決定する。

附 則

この要領は、平成29年6月1日から施行する。

消費生活センター啓発物品貸出申込書

<申込書送信先>

白山市役所 消費生活センター TEL : 076-274-9507
 FAX : 076-275-2211
 Eメール : syouhi@city.hakusan.lg.jp

申請者	住 所 団体名 代表者名 (担当者名) 連絡先 (電話・FAX・メール等)
利用日時 場 所	日時：平成 年 月 日 (曜日) 午前・午後・夜 ~ 月 日 (曜日) 場所：
利用目的	<input type="checkbox"/> 研修会 (名称・対象：) <input type="checkbox"/> ワークショップ (名称・対象：) <input type="checkbox"/> その他 ()
貸出物品	
【特記事項】	
※注意事項 ①承諾された利用目的にのみ使用すること ②第三者に転貸しないこと ③貸出物品の複製、転載を行わないこと	

事業実施報告書

今後の活動の参考といたしますので、下記事項の記載にご協力をお願いします。
事業に関する写真などがありましたら添付願います

<報告書送信先>

白山市役所 消費生活センター TEL : 076-274-9507
FAX : 076-275-2211
Eメール : syouhi@city.hakusan.lg.jp

実 施 者	住 所 団体名 代表者名 (担当者名) 連絡先 (電話・FAX・メール等)
利用日時 場 所	日時：平成 年 月 日 (曜日) ~ 月 日 (曜日) 場所：
利用目的	<input type="checkbox"/> 研修会 (名称・対象：) <input type="checkbox"/> ワークショップ (名称・対象：) <input type="checkbox"/> その他 () ※参加者数 _____人
そ の 他	ご感想・ご意見等をご記入ください。

※写真等を添付の上、メール等でご提出ください。